

フリーランス法に関する業界の実情と意見

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク

団体の紹介：

2020年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による舞台芸術産業の危機的状況のもと、形成されたほぼ初めての横断的業界ネットワーク。その後、産業強靱化のために横断的かつ継続的な活動を目的に2021年9月に法人化。現在の会員数256団体（正会員219団体、賛助会員37団体）で、大規模から小規模までの我が国の主要な舞台公演主催者、スタッフ団体、中間支援団体などを多数含む業界横断ネットワーク。

<https://www.jpasn.net/>

対象となるフリーランス取引：

- ・制作する作品に関与する方々（俳優、ダンサー、ミュージシャンなどの実演家。作家、演出家、美術・照明・音響・映像・振付・作曲・衣裳・ヘアメイク・技術監督・舞台監督、制作などのプランナーおよびその助手、演出部・照明・音響・衣裳・ヘアメイク、制作などのスタッフ）
- ・宣伝デザイナー、カメラマン、スタイリスト、パブリシスト、公演パンフレット編集者
- ・公演時の当日制作・受付、会場案内、もぎり、物販を担当するフリー制作
- ・恒常的に制作雑務を委託するアルバイト
- ・稽古場や劇場の搬出入時のアルバイト
- ・ワークショップやオーディション時のフリー制作者 など極めて多様

舞台芸術産業の特質：

- ・大・中・小規模事業者から数名のクリエイション集団・フリーランスに至るまで、ほぼ切れ目なく異なる規模の団体・個人が存在し協働している。
- ・クリエイティブ業務を中心に、人選は極めて属人的（例：相見積もりで作家やデザイナーが変わるなどは想定しがたい）。
- ・公演の最終成果物は多数者の共同創作の過程で不断に変化を続け、その評価が関係者の将来に直結するため、ゴールが変わるのは日常茶飯事であり、事前に業務内容を固定することは受発注双方ともに困難であるケースも多い。
- ・フリーランス・個人会社との直接取引は極めて多く、コアとなるクリエイター・スタッフから他のクリエイター・スタッフといった「フリーランス間の発注」も多数。
- ・その結果、団体メンバーでありながらフリーランスとしても活動するケース、発注者と受注者の双方の立場を有するケースなど、関係者は両義的な立場を持つケースは多い。

聴き取りに基づくフリーランス契約の傾向：

- ・今回、網羅的な調査は期間的に困難であるため、大規模公演事業者、都内劇場、小規模公演制作会社（プロダクション型及び単独劇団）の4種類の会員団体からヒアリングを実施。
- ・スタッフは法人への発注もある一方、フリーランス・個人会社への発注も極めて多く、キャストは事務所所属の実演家への発注の方が多いとの回答あり。
- ・大・中規模事業者では（そもそも下請法の経験もあり）基本契約書+個別発注の形も少なくないと思われるが、大多数を占める小規模事業者では業務進行と並行して相互にメールで条件を出し合い、請求書と領収書で終了というケースが多数であろうと推測する。
- ・委託期間は数日程度から2年まで、多岐にわたる。

ヒアリング事項への回答・要望など：

業務委託の際の明示義務の範囲（給付の内容、報酬の額「等」の規則委任）：

- ・前述の通り、多くのフリーランス・個人会社が保護対象になると共に、発注側として義務を負うことにもなる。非法人の小規模団体も多い。
- ・制度の認知は全く進んでおらず、契約書の習慣・習熟度も総じて低く、混乱が危惧される。
- ・また、クリエイティブ作業はゴールを共に作り上げて行く非定型業務が多く、「約款」での一律規制も望ましいとは限らない／容易ではない。
- ・実態に基づいて無理がなく、かつわかりやすいシンプルな記載事項のルール化が望まれる。
- ・また、明示方法としては実態を反映して幅広いツールを認めて頂くことが望ましい。

各種禁止行為の対象となる業務委託期間（政令委任）：

- ・現時点での強い意見はない。

その他の要望：

前述した理由により、下記のような行政のサポートが必須となると考える。

- ・制度のわかりやすい周知、特にクリエイティブ業務において当初において決めがたい部分の現実的な運用
- ・知りたいと思った時に行政の信頼できる、デザイン的にもわかりやすい情報にアクセスできること
- ・気軽に相談できる相談窓口（電話・チャット）の整備 など